

岩手県生活協同組合連合会 第 52 期通常総会 決議

平和や人権を侵す政策に反対し、これからも萎縮することなく、平和とよりよい暮らしを求める声を表明し、行動を起こし続けましょう。

今年は、日本国憲法が1947年5月3日に施行されてから70年にあたります。憲法に関する世論調査では、憲法9条が日本の平和と安全に役立っていると答えた人は初めて8割を超え、9条が私たちの生活や意識に深く定着していることを示しました。

生協も戦後「平和とよりよき生活のために」を高く掲げて再出発し、平和こそがすべての組合員の願いであり暮らしの基盤であると考え、9条を含む平和憲法を守り活かすことを訴え続けてきました。誰もがかけがえのない命を幸せに生きる権利があり、その権利＝基本的人権を侵し、憲法を壊す恐れがある動きには異を唱え、よりよい政策を求め運動してきました。政府や政策に反対することや、デモ行進や集会のような手段で要求や抗議をすることは、この国の主権者として憲法に保障されている当然の権利です。

しかしいま、このような自由に批判し要求する市民の声が、「組織的犯罪処罰法改正案」によって萎縮させられるのではないかという不安が一気に増しています。この法律は、日本ペンクラブをはじめとする表現者やジャーナリスト、弁護士会、法律家や地方議会（岩手県は5市町）からも廃案や慎重審議を求める意見書が出されている通り、市民の思想や内心の自由など基本的人権を制約するものであり、過去3回も廃案にしてきた共謀罪と本質的に同じものです。「テロ防止のため」「オリンピック開催に必要」などと説明していますが、法案を通すための根拠のない理由であることが国会審議で明らかになっています。

戦前の悪法といわれる「治安維持法」も、最初は一般人を対象にしない、思想良心の自由を奪うものではないと言って成立させました。しかしその後改悪して反戦や国の方針に反対するあらゆる言動や行動を取り締まり、数十万人が拘束され、拷問で多くの人が殺されました。共謀罪は、この治安維持法の現代版とされ、一般人は関係ないとの説明に根拠はありません。私たちも盗聴や盗撮、内偵はもちろん、メールやLINEが監視される可能性は十分あります。

政府は「集団的自衛権行使容認の閣議決定」「平和安全保障関連法（戦争法）」と戦争するための法整備を着々と進め、さらに憲法を守るべき立場の首相自らが具体的に期限を区切って9条を変えると表明しました。「特定秘密保護法」の制定以降は報道の統制も強まり、日本の報道の自由度は先進国では最下位の72番目にまで下がりました。今度は、共謀罪で私たちの思想や表現の自由が奪われたら、戦争する国づくりは現実のものとなってしまいます。

本日の総会において、会員生協の組合員、役職員みなさんに訴えます。このような状況が進んでいる中で、共謀罪やさまざまな違憲の法律について、無関心や沈黙、生協として政治的な課題には踏み込めないとして静観しては、子どもたちに平和な未来を手渡すことができないのではないのでしょうか。

これからも私たちは、平和や人権を侵す政策について学び、問題があることにはおかしいと反対の声をあげ続けましょう。みんなの力を合わせ、そして選挙では投票に活かすことで戦争する国づくりをなんとしても止めましょう。憲法を壊す政治を許さず、これからも萎縮することなく、平和とよりよき暮らしを求め、自分の意志を自由に表明し、行動を起こしていきましょう。